

兵庫県公報

平成28年5月2日 月曜日 第2794号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成28年度地籍調査事業の実施（農地整備課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	2
○ 奨学資金貸付金償還金の収納事務の委託（教育委員会事務局財務課）	3
公 告	
○ 立入調査権限者身分証票無効公告（青少年課）	3
正 誤	
○ 平成28年3月29日付け兵庫県公報第2785号中	3

告 示

兵庫県告示第504号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成28年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成28年5月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事業計画が定められた年月日

平成28年4月1日

2 調査を行う者の名称

兵庫県

3 調査地域

尼崎市のうち北初島町、豊岡市のうち竹野町小城、出石町福見及び但東町西谷、宍粟市のうち千種町岩野辺及び同町鷹巣、養父市のうち八鹿町石原、同町坂本、同町岩崎、同町大江、同町三谷、同町青山、森、三谷、畑、奥米地、大屋町加保、同町蔵垣、三宅、大谷、吉井及び中瀬、朝来市のうち生野町栃原、同町上生野、同町円山、和田山町和田、同町内海、同町宮田、同町法道寺、同町岡、同町白井、同町宮、同町殿、同町久世田、山東町滝田、同町大垣、同町矢名瀬町、同町小谷、同町大月、同町楽音寺、同町粟鹿、同町喜多垣、同町迫間、上八代、多々良木、立野、佐囊、羽瀨及び岩津、加古郡稲美町のうち野寺、神崎郡福崎町のうち高岡、同郡神河町のうち越知、川上、大山及び新田、佐用郡佐用町のうち奥長谷、豊福、才金、西徳久、下秋里、末廣、円応寺、淀及び三ツ尾、美方郡香美町のうち小代区新屋、同区佐坊及び村岡区大糠並びに同郡新温泉町のうち千谷及び浜坂

4 調査期間

平成28年4月から平成29年3月まで



兵庫県告示第505号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
旭硝子株式会社関西工場高砂事業所
高砂市梅井5丁目6番1号
事業所長 相 武 弘 明
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
旭硝子株式会社関西工場高砂事業所
高砂市梅井5丁目6番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	9,000 L/分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後10日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～23時 15時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	13	13以上
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3未満	3
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7.7	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	8	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	2

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年 5 月 2 日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第506号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成28年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 神戸センターホーム有限会社
- 2 代表者氏名 光田 信之
- 3 事務所所在地 神戸市中央区中山手通一丁目17番16号北野フェニックスビル711
- 4 免許番号 兵庫県知事(5)第9961号
- 5 免許年月日 平成24年 4 月26日



兵庫県告示第507号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり旧高等学校奨学資金貸与規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第14号）及び旧地域改善対策奨学資金貸与規則（昭和62年兵庫県教育委員会規則第10号）に係る奨学資金貸付金償還金の収納事務を委託した。

平成28年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
高等学校奨学資金貸与事業及び地域改善対策奨学資金貸与事業に係る奨学資金貸付金償還金
- 2 委託した事務の範囲
奨学資金貸付金償還金の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
東京都中央区勝どき1丁目7番3号 勝どきサンスクエア3階
中央債権回収株式会社 代表取締役 金子 知之
- 4 委託年月日
平成28年 4 月 1 日
- 5 収納の方法
収納受託者は、貸付金の償還金の収納をするときは、その権限のあることを示す証票又は委託証明書を納入義務者に示すものとする。

公 告

立入調査権限者身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成28年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
青少年愛護条例第28条に規定する立入調査証明書	H26017	平成26年 4 月11日	平成28年 4 月 7 日

正 誤

○平成28年 3 月29日付け（兵庫県公報第2785号）
兵庫県告示第401号（都市計画の変更及び図書の縦覧）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
47	下から 4	3. 6. 171号中央線 3. 5. 172号篠山北線 3. 6. 173号城東線	3. 5. 171号篠山西線 3. 5. 172号篠山東線 3. 6. 173号城東線 3. 6. 574号中央線
48	上から 1	[3. 6. 171号中央線]	[3. 5. 171号篠山西線、3. 6. 574号中央線]

同

上から 3

[3. 5. 172号篠山北線]

[3. 5. 172号篠山東線]